

令和2年度版

# 市税のしおり



 **高槻市**  
Takatsuki City

# 目 次

<b>1</b>	<b>令和2年度 歳入・歳出予算のあらまし</b>	
○	主要施策	1
○	収入と使いみち	1
<b>2</b>	<b>新型コロナウイルス感染症等関連措置</b>	
○	徴収猶予の特例措置	2
○	その他の措置	3
<b>3</b>	<b>令和2年度 市税に関するお知らせ</b>	
○	個人市民税	6
○	法人市民税	7
<b>4</b>	<b>市税の種類とあらまし</b>	
○	市民税	8
○	固定資産税・都市計画税	12
○	軽自動車税	18
○	その他の市税	20
<b>5</b>	<b>市税を納める方に</b>	
○	納付場所は	21
○	口座振替（自動払込）	21
○	地方税共通納税システム	21
○	期限内に納められないときは	23
○	納期を過ぎると	23
<b>6</b>	<b>市税に関する証明</b>	
○	コンビニ交付サービス	23
○	税証明の種類	24
○	税証明の請求時に必要なもの	24
○	証明の窓口と発行できる証明の種類	24
<b>7</b>	<b>お問合せ窓口一覧</b>	
○	市税についてのお問合せ先	26
○	関係官公署	26

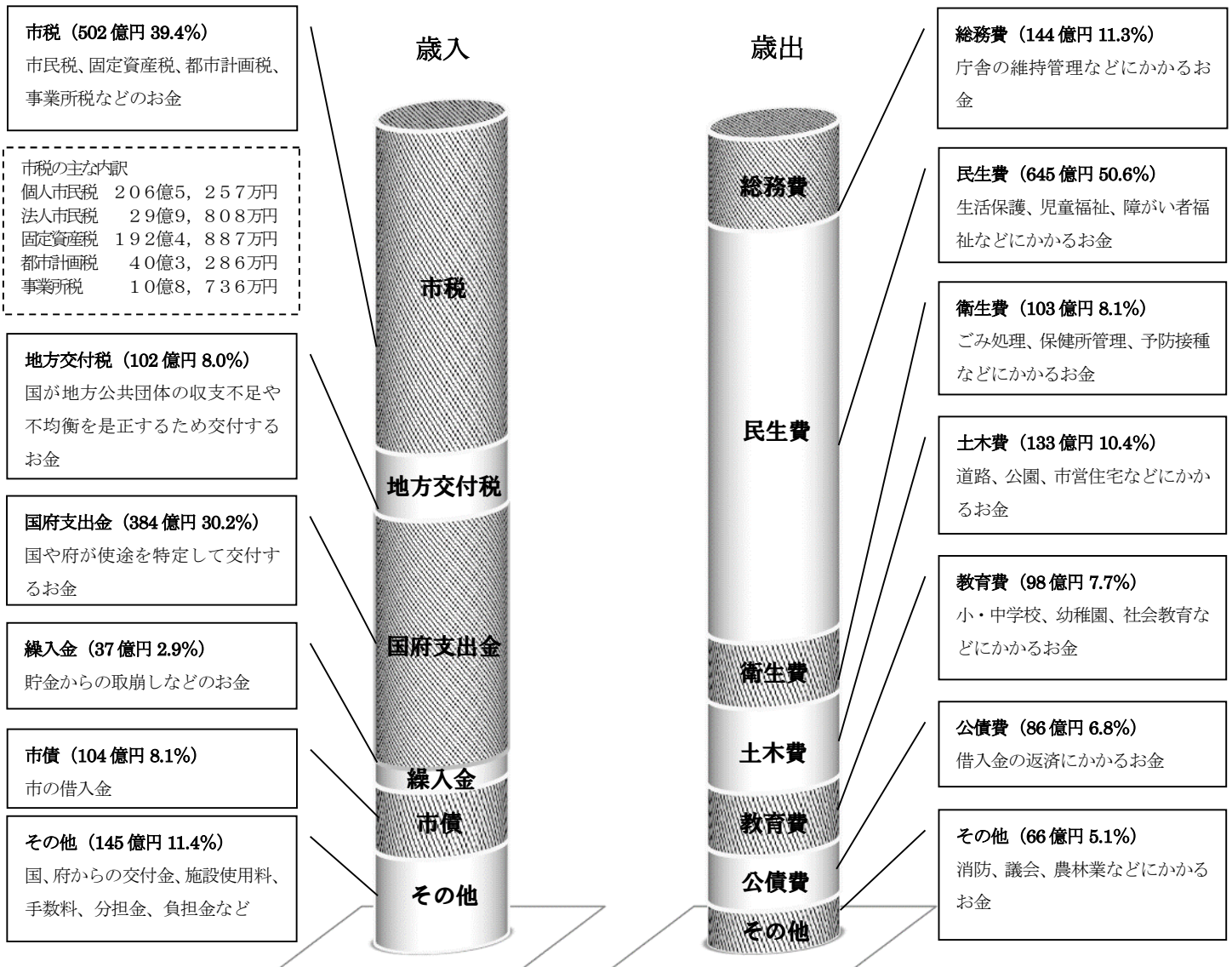
# 1 令和2年度 歳入・歳出予算のあらまし

## 主要施策

- 「都市機能の充実に向けた取組」
- 「安全・安心のまちづくりに向けた取組」
- 「子育て・教育環境の充実に向けた取組」
- 「健康・福祉の充実に向けた取組」
- 「産業の振興に向けた取組」
- 「良好な環境の形成に向けた取組」
- 「市民生活の充実に向けた取組」
- 「効果的な行財政運営の推進に係る取組」

## 収入と使いみち

令和2年度歳入・歳出予算（一般会計）



## ② 新型コロナウイルス感染症等関連措置

新型コロナウイルス感染症に関する、市税の税制措置をまとめました。

令和2年7月現在の内容ですので、最新の手続き等は、市ホームページ等でご確認ください。

### 徴収猶予の特例措置

#### 「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」について

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る経常的な収入に相当の減少があった方で、下記の要件に該当する場合に、最長で1年間猶予を受けることができます。
- 猶予を受けられた場合、その期間内について延滞金はかかりません。
- ※市税の支払いが免除されたり支払った市税が還付されるものではなく、猶予期間内に納付する必要がありますのでご注意ください。

#### 要件

次の要件①②ともに該当する場合、猶予を受けることができます。

- ① 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入（法人の場合は売上、個人の場合は事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）が、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 納付すべき市税を一時に納付することが困難であると認められること

#### 申請期限

納期限（納期限が過ぎている市税は対象になりません。）

※口座振替を登録されている方は納期限2週間前を過ぎると、振替停止が間に合わない場合があります。

#### 対象となる市税（令和2年9月現在の内容）

納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日までの市税が対象となります。

個人の方：市府民税（普通徴収）、固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税

法人等事業主の方：固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却）、軽自動車税、法人市民税、事業所税、市府民税（特別徴収）等

※納付済の市税は猶予の対象外となります。

※令和2年9月4日の地方税法施行令改正により、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した方への徴収猶予制度の対象が、「令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する市税」となりました。

## 猶予期間

申請者の財産や収支の状況に応じて、納期限から最長で1年間、猶予を受けることができます。猶予期間内に完納することができない場合は猶予期間が終了する前に収納課へご相談ください。

## 申請のための書類、送付先

猶予の申請をする場合は、次の書類を郵送してください。

- ・「徴収猶予申請書」（高槻市ホームページに掲載しています。）
- ・収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していることが分かる書類

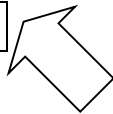
例) 法人：売上帳、現金出納帳の写し 個人事業主：事業の売上、不動産収入が分かる書類  
給与所得者：給与明細、預金通帳の写し

※申請書の提出後に職員がお電話にて状況をお伺いする場合があります。

送付・お問合せ先：高槻市桃園町2番1号 収納課 総合センター1階②番窓口  
☎072-674-7347

※高槻市ホームページにも掲載しています。

高槻市 納税困難 検索



## その他の措置

### Q1 緊急事態宣言の影響で収入が減りました。固定資産税は減免になりますか？

A1 5月にお送りした令和2年度分固定資産税に関する減免については、次に該当する方のみが対象になります。

- 1 生活保護を受給されている方
- 2 令和2年1月1日現在、次のすべてに該当される方
  - ア 所有の固定資産が自己居住用のみで、家屋の面積が70㎡以下である
  - イ 年税額（土地・家屋）が5万円以下
  - ウ 所有者（共有の場合は共有者全員）が①～④のいずれか
    - ① 65歳以上
    - ② 地方税法上の特別障がい者
    - ③ 寡婦
    - ④ 寡夫
  - エ 所有者本人と、所有者と生計を一にする全員の所得が個人市民税均等割非課税限度額以下

### Q2 ほかに固定資産税が減額になる方法はありませんか？

A2 中小事業者が所有する償却資産と事業用家屋については、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上減少している場合は、申請に基づき令和3年度の固定資産税・都市計画税が軽減されます。

**Q 3 中小事業者が所有する償却資産と事業用家屋の軽減とはどんなもの？**

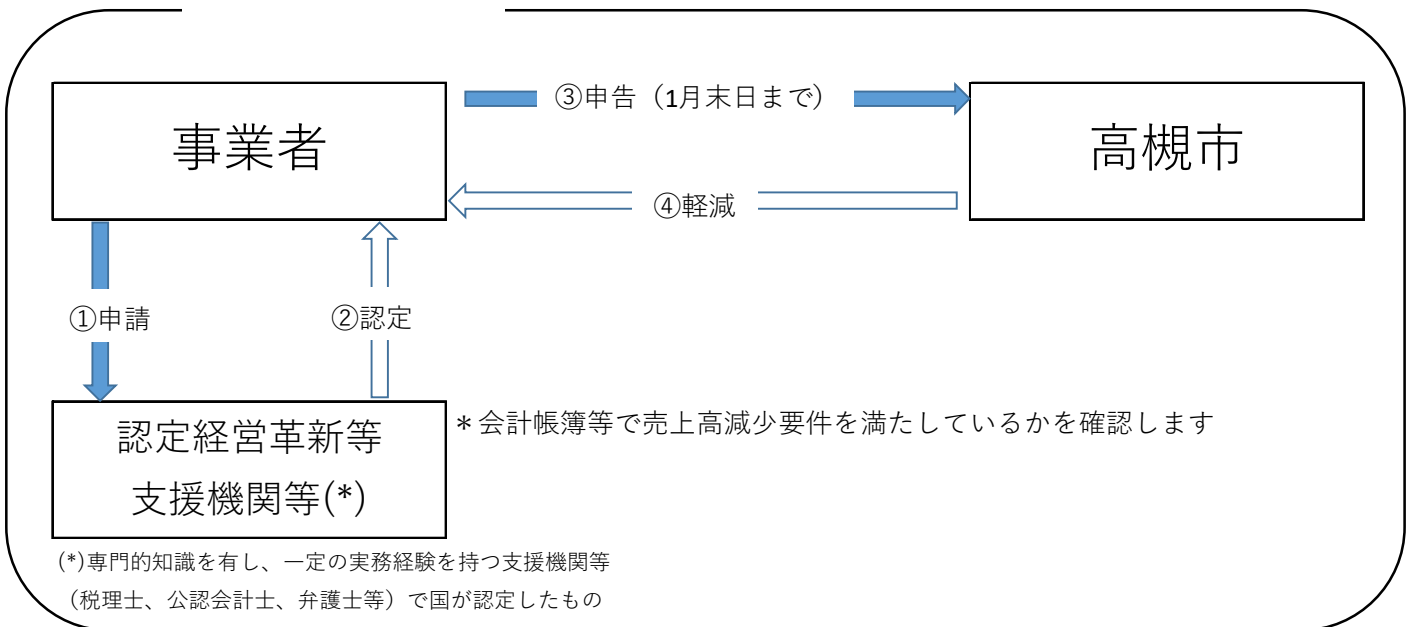
A 3 下記の通りです。

- 令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額

- 償却資産と事業用家屋が対象です
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関(\*)の認定を受けて高槻市に申告した者に適用します。虚偽の記載をした場合は罰則があります。
- この措置は令和3年度の課税分限定です。
- 償却資産は、令和2年12月に令和3年度向けの償却資産申告書を送付します。その際に軽減措置に関する案内文を同封します。
- 事業用家屋の申告方法については、詳しいことが決まり次第、市ホームページや広報誌等でお知らせします。

**申告のイメージ**



**Q 4 軽自動車税 (環境性能割) の軽減特例とはどんなもの？**

A 4 令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げと同時に、自動車取得税 (大阪府税) が廃止され、軽自動車税に環境性能割が創設されました。

消費税率引き上げの負担軽減のため、3輪以上の軽自動車 (50万円を超えるもの) の「環境性能割」については、令和2年9月30日までに軽自動車 (自家用乗用車) を取得した方に対しては、環境性能割の税率が1%軽減されています。

この軽減措置の適用期限が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得されたものが対象となります。

**Q 5 緊急事態宣言の影響で収入が減りました。個人住民税（市・府民税）は減免になりますか？**

A 5 倒産・解雇等、自己の都合によらない、予見不可能な失業や休廃業により所得が著しく減少した方について、市税条例に基づく減免制度があります。以下の要件の全てに該当する場合のみ減免適用となります。

- 1 減免申請者及び生計を一にする世帯員全員の合計所得金額の合計が500万円以下であること
- 2 所得が著しく減少していること（減免申請者の当該年の給与所得等が前年に比べ2分の1以下に減少している）
- 3 生活が困難となっていること（減免申請者及び、生計を一にする世帯員全員の全ての収入及び今後見込まれる収入、預貯金等を全て合算し算出した月あたりの生活費が、生活保護法の最低生活費に準じて算出した減免基準額を下回っているか）

**Q 6 個人市民税についての税制措置はありませんか？**

A 6 国税である所得税と併せて個人住民税（市・府民税）についても、下記の措置が適用されます。いずれも令和2年分確定申告で申告することで適用を受けることができます。詳細は国から通知され次第、ホームページ等でお知らせさせていただきます。

- ① イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ② 住宅ローン控除の適用要件の弾力化。住宅を特別特定取得（消費税10%の物件を購入）された場合、控除期間を10年から13年に延長する措置を1年延長（期限 令和2年12月31日 ⇒ 期限 令和3年12月31日）

**Q 7 法人市民税や事業所税についての税制措置はありませんか？**

A 7 期限までに申告等ができないやむを得ない理由がある場合、国税である法人税に関しては、申告書提出時に申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記することで、法人税の申告納付期限が延長されます。

法人市民税や事業所税についても、同じく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記することにより、申告・納付期限が延長されます。

電子申告を利用されている場合には、法人名称に続けて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上申告してください。

### ③ 令和2年度 市税に関するお知らせ

#### 個人市民税

##### (1) ふるさと寄附金（納税）制度の見直し

###### 対象となる地方団体の指定

ふるさと寄附金（市民税・府民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。

○総務大臣が指定する都道府県・市区町村の基準

- ・ 寄附金の募集を適正に実施すること。
- ・ 都道府県、市区町村が寄附金を受けたことに伴い提供する返礼品等の額が、当該寄附金の額の30%に相当する金額以下であること。
- ・ 都道府県、市区町村が提供する返礼品等が当該都道府県・市区町村の区域内において生産された物品又は提供される役務等であること。

###### 対象外地方団体への寄附の取扱い

指定対象外の団体に対して、令和元年6月1日以降に支出された寄附金は、ふるさと寄附金の対象外となります。

○市民税・府民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分は対象外ですが、所得税の所得控除及び市民税・府民税の「基本控除」（※）は対象です。

- ※「基本控除」とは、 $(\text{寄附金の合計額} - 2,000\text{円}) \times (\text{市民税} 6\%、\text{府民税} 4\%)$   
↳総所得金額等（分離を含む）の30%が限度

##### (2) 住宅借入金等特別税額控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供し、その住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合、以下の見直しが適用されます。

###### 適用年数の延長

適用年数が現行の10年から13年へ延長されます。

###### 住宅借入金等特別控除可能額の拡充

11年目以降の3年間、住宅借入金等特別控除可能額は、次のいずれか少ない額となります。

- ・ 取得等対価の2%の3分の1
- ・ 住宅借入金等の年末残高の1%

※市民税・府民税の税額控除は、現行の通り「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）」のいずれか少ない額が適用されます。

お問合せ先：市民税課 総合センター1階⑤番窓口  
☎072-674-7132



## 法人市民税

税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、大法人等について、法人市民税の電子申告が義務化されます。

### 電子申告の義務化対象の法人

- ・内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・相互会社、投資法人、特定目的会社

お問合せ先：税制課 総合センター1階②番窓口

☎072-674-7150



所得割額算出税率表（令和2年度）

◆ 総合課税分

市民税	府民税
6%	4%

◆ 分離課税分

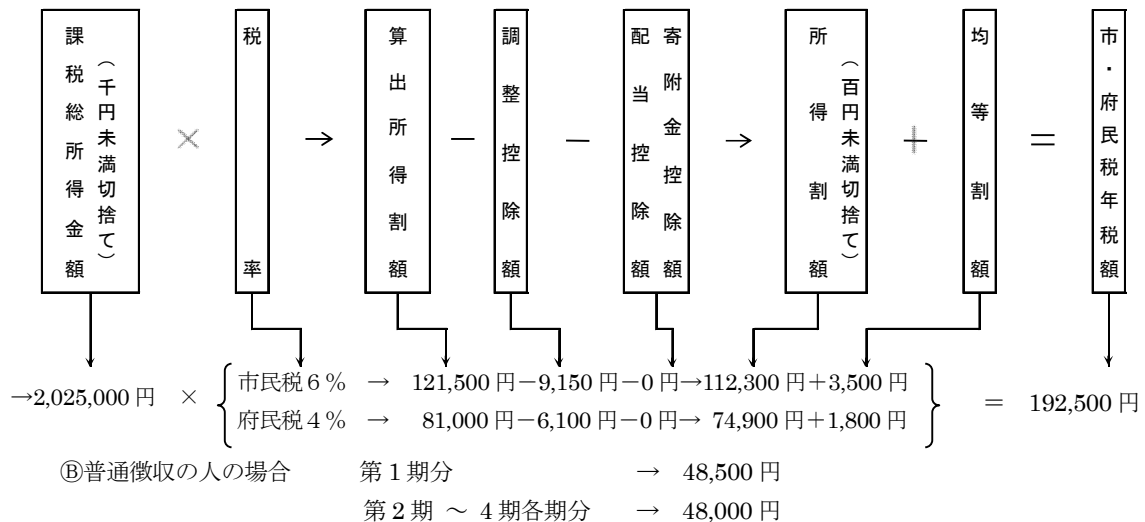
長期譲渡所得分	課税長期譲渡所得金額	市民税	府民税
一般分	———	3.0%	2.0%
特定分 (優良住宅地等)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
軽課分 (居住用)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3.0%	2.0%

短期譲渡所得分	市民税	府民税
一般分	5.4%	3.6%
国等に対する短期譲渡所得の課税の特例	3.0%	2.0%

株式等の譲渡等分	市民税	府民税
一般分	3.0%	2.0%
上場分	3.0%	2.0%

上場株式等の配当分	市民税	府民税
	3.0%	2.0%

先物取引分	市民税	府民税
	3.0%	2.0%



## 市・府民税の申告は

毎年1月1日現在市内に住所のある人は、2月16日から3月15日の間に前年(1月～12月)中の所得の申告をしていただきます。(ただし、勤め先から市役所に給与支払報告書の提出がされている人、確定申告書を税務署に提出している人などは申告が不要です)

## 市・府民税の納税方法は

- (1) 通常給与所得者の場合の納税方法 = 給与からの特別徴収  
年税額を6月から翌年5月まで、12回に月割りした税額を給与支払者が毎月の給与から差し引いて納める方法です。
- (2) 公的年金の場合の納税方法 = 公的年金からの特別徴収  
年金受給者の方で一定の条件を満たす方については、公的年金支払者が年金支払額から差し引いて納付する方法です。本人が(4月1日現在)新たに65歳以上になった年度及び昨年度中の税額更正等で公的年金からの特別徴収が停止になった年度は、年税額の半分を6月、8月に普通徴収し、残額を10月、12月、2月の年金から差し引きます。
- (3) 通常自営業など(1)及び(2)以外の場合の納税方法 = 普通徴収  
年税額を4回に分けて、納税者が直接市役所や金融機関等へ納める方法です。
- (4) 複数の所得がある場合の納税方法  
通常、給与所得者では特別徴収で給与から差し引かれますが、給与所得・公的年金等に係る所得以外の所得(配当、不動産、譲渡等)があり、本人が希望したとき(申告書に記入)、又は税額が大きくなり、毎月の給与から差し引くのに適さないと判断される場合には特別徴収と普通徴収を併用して納めていただく場合があります。

## 非課税措置

障がい者・寡婦(夫)・未成年者で合計所得金額が125万円以下の場合には非課税となります。令和2年度の非課税限度額は、次のとおりです。

☆合計所得金額が以下の場合には**均等割が非課税**となります。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族数}(16歳未満を含む) + 1) + \boxed{21万円}$$

(加算額)

☆総所得金額等の合計額が以下の場合には**所得割が非課税**となります。

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者及び扶養親族数}(16歳未満を含む) + 1) + \boxed{32万円}$$

※ただし、本人のみの場合はどちらも加算額はありません。

### ※合計所得金額とは

純損失又は雑損失等の繰越控除前の総所得金額、長期譲渡所得の金額(特別控除前)、短期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等にかかる譲渡所得等の金額、上場株式等にかかる配当所得の金額、先物取引にかかる雑所得等の金額、山林所得の金額および退職所得の金額(分離課税分を除く)の合計額です。

### ※総所得金額等とは

合計所得金額から、純損失又は雑損失等の繰越控除をした後の金額です。

## ●法人の市民税●

法人市民税は、高槻市内に事務所や事業所又は寮等を有する法人に対して課せられる税金です。

納税義務者である法人が、決算ごとに自ら税額を算出し、その税額を申告し納付する「申告納付方式」で、確定申告の申告納期限は、事業年度終了後2ヶ月以内です。

### 税額の計算は

法人等の所得（法人税の額）に応じて課税される「法人税割」と、法人等の規模に応じて課税される「均等割」があります。

$$\text{法人市民税} = \text{法人税割額} + \text{均等割額}$$

1. 法人税割額 課税標準となる法人税額 × 税率8.4%（一律）

※平成26年9月30日までに開始する事業年度については14.7%、

平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については

12.1%

（ただし、高槻市以外にも事務所等がある場合には、市町村ごとの従業者数で按分します。）

2. 均等割額

資本金等の額	高槻市内従業者数	税額（年額）	
		50人超	50人以下
50億円超		360万円	49万2千円
10億円超	50億円以下	210万円	49万2千円
1億円超	10億円以下	48万円	19万2千円
1千万円超	1億円以下	18万円	15万6千円
	1千万円以下	14万4千円	6万円
	上記以外の法人等		6万円

### 必要な届出は

「法人等の設立開設申告書」・・・高槻市内に事務所や事業所等を開設した時

「法人等の異動届出書」・・・法人の名称や所在地、事業年度等を変更した時

## ■市税の電子申告をご利用ください

高槻市では、インターネットを利用した地方税の電子窓口「eLTAX（エルタックス）」に対応しています。法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告手続きや、個人市・府民税の給与支払報告書の提出等を、エルタックスで行うことができます。

利用届出や申告方法など詳しくは、エルタックスのHP (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

## 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の評価額（価格）に応じてかかる税金です。

都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、都市計画法に定める市街化区域に所在する土地・家屋に課税されます。

### ●土地・家屋●

#### 納税はだれが

毎年1月1日（賦課期日）現在における土地・家屋の所有者です。

すなわち、1月1日現在において、登記簿に所有者（質権又は100年以上の地上権がある場合は、その質権者又は地上権者）として登記されている人や、土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されている人が納税義務者となります。

したがって、売買等により年の途中で所有者の変更があった場合でも、その年度の納税義務者は変わりません。

#### 評価額とは

総務大臣の定めた「固定資産評価基準」に基づいて市が固定資産を評価し、決定した価格を評価額といいます。この評価額は原則として3年ごとに見直すこととされており、本年度は評価額を見直す評価替えの年度に該当します。

#### 税額の計算方法

固定資産税額：固定資産税課税標準額×税率1.4%

都市計画税額：都市計画税課税標準額×税率0.3%

### ◆土地◆

#### 土地の課税のしくみ

原則として評価額が課税標準額（税率を乗じて税額を算出する額）となりますが、住宅用地のように特例措置を受ける土地や、税負担の調整を行っている土地の課税標準額は評価額より低く算定されます。

#### 住宅用地に対する特例措置

住宅用地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている敷地をいいます。このため、賦課期日現在において新たに住宅の建築が予定されている場合や、住宅を建築中の土地は住宅用地になりません。ただし、住宅を建替中の土地で一定の要件を満たす場合は住宅用地として取り扱います。

特例措置の対象となる住宅用地の面積は、家屋の敷地面積に下表の住宅用地の率を乗じたものです。

家 屋		居住部分の割合	住宅用地の率
A	専用住宅	全部	1.0
B	C以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
C	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

### 税標準額の求め方

(1) 住宅用地…次の「ア」または「イ」のいずれか小さい額が今年度の課税標準額となります。  
ア. 評価額に住宅用地の特例率（以下、特例率）を乗じた額（住宅用地の特例）

区 分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡までの部分）	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地（居住用家屋の延床面積の10倍までの部分）	評価額×1/3	評価額×2/3

※同一敷地内に住宅が複数戸あるときは、「200㎡×戸数」までが小規模住宅用地となります。

イ. 次の方法で求めた額

前年度の課税標準額が、今年度の評価額に特例率を乗じた額より小さい場合は、今年度の評価額に特例率を乗じた額の5%相当額を前年度の課税標準額に加えた額とします。（ただし、それにより計算した課税標準額が、今年度の評価額に特例率を乗じた額を上回る場合は、今年度の評価額に特例率を乗じた額とし、20%を下回る場合は20%とします。）

(2) 商業地等の宅地（非住宅用地）

…次の「ア」または「イ」のいずれか小さい額が今年度の課税標準額となります。

ア. 評価額×70%

イ. 次の方法で求めた額

①前年度の課税標準額が今年度の評価額の60%以上70%以下の場合は、前年度の課税標準額を据え置きます。

②前年度の課税標準額が今年度の評価額の60%未満の場合は、今年度評価額の5%相当額を前年度の課税標準額に加えた額とします。（ただし、それにより計算した課税標準額が今年度評価額の60%を上回る場合は、今年度評価額の60%とし、20%を下回る場合は20%とします。）

(3) 特定市街化区域農地…一般住宅用地と同様の措置を行います。

(4) 農地（特定市街化区域農地以外の農地）及び山林等

…原則として評価額が課税標準額となります。

## ◆家屋◆

### 家屋の課税のしくみ

家屋の課税標準額は、固定資産課税台帳に登録された評価額となります。

### 評価額の算出方法

評価額＝①再建築価格×②経年減点補正率

- ①再建築価格…評価の対象家屋を現時点で建築した場合に必要とされる建築費
- ②経年減点補正率…建築後の経過年数に応じて決められた減価率

新築以外の家屋については、3年ごとの基準年度において評価額を見直し、基準年度以降3年度の間は評価額を据え置きます。ただし、一定の割合まで減価した家屋や、上記計算式で算出された額が前年度の評価額（評価替え前の評価額）を超える場合は、原則として前年度の評価額に据え置かれます。

### 分譲マンション等の区分所有家屋の床面積について

分譲マンション等の区分所有家屋の課税上の床面積は、「専有部分の床面積+建物一棟に占める専有部分の床面積の割合により按分した共用部分の床面積」で算出します。このため、登記された家屋の床面積と課税上の床面積は一致しません。

### 新築された住宅の減額措置について

#### (1) 新築住宅に対する減額措置（申告不要）

次の要件をすべて満たす住宅については新築後3年間\*1戸あたり居住面積120㎡相当分の税額の2分の1が減額されます。

固定資産税に対してのみ適用され、都市計画税については適用されません。

- ・令和4年3月31日までに新築された住宅
- ・専用住宅または併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上のもの）
- ・居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下  
（一戸建て以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上280㎡以下）

※マンション等の3階建以上の中高層耐火建築物は減額期間が5年間となります。

#### (2) 認定長期優良住宅に対する減額措置（新築された翌年の1月31日までに要申告）

上記(1)の新築家屋が認定長期優良住宅である場合、申告をすることにより減額期間が2年間延長されます。

### 改修工事を行った住宅の減額措置について

対象の改修工事を行った場合、家屋の固定資産税が減額されます。  
都市計画税や土地の固定資産税については適用されません。



(1) 住宅耐震改修による減額措置（改修完了後3ヶ月以内に要申告）

対象となる改修工事を行った翌年度1年間、1戸あたり居住面積120㎡相当分の税額の2分の1が減額されます。この減額措置は1戸につき一度しか適用できません。

また、バリアフリー、省エネ改修と同じ年度での適用はできません。

●家屋の要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- ・専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上）

●耐震改修工事の要件

- ・一戸あたりの耐震改修工事費が50万円（税込）を超えるもの
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる改修工事を行うもの
- ・令和4年3月31日までの間に工事が完了すること

(2) バリアフリー改修による減額措置（改修完了後3ヶ月以内に要申告）

対象となる改修工事を行った翌年度1年間、1戸あたり居住面積100㎡相当分の税額の3分の1が減額されます。この減額措置は1戸につき一度しか適用できません。

また、この減額措置は省エネ改修との併用が可能です。

●家屋の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅は除く）
- ・専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上）
- ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

●居住者の要件

次の①～③のいずれかの人が居住する住宅

①65歳以上の方 ②要介護認定、要支援認定を受けている方 ③障がいのある方

●バリアフリー改修工事の要件

- ・次の①～⑧のいずれかの工事を行うこと
- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良
- ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良
- ⑧滑りにくい床材料への取替え
- ・一戸あたりのバリアフリー改修工事費が、補助金等を除いて自己負担50万円（税込）を超えるもの
- ・令和4年3月31日までの間に工事が完了すること

(3) 省エネ改修による減額措置（改修完了後3ヶ月以内に要申告）

対象となる改修工事を行った翌年度1年間、1戸あたり居住面積120㎡相当分の税額の3分の1が減額されます。この減額措置は1戸につき一度しか適用できません。

また、この減額措置はバリアフリー改修との併用が可能です。

●家屋の要件

- ・平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅は除く）
- ・専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上）
- ・改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

●省エネ改修工事の要件

- ・改修工事の内容が以下の工事であること
- ①窓の断熱改修工事（複層ガラス化など）【必須工事】
- ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
- ・一戸あたりの省エネ改修工事費が、補助金等を除いて自己負担50万円（税込）を超えるもの
- ・改修部位がいずれも現行の省エネ基準相当に新たに適合すること
- ・令和4年3月31日までの間に工事を完了すること

## ●償却資産●

### 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営されている方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の固定資産をいいます。

課税対象となるものの具体例

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	舗装路面、立体駐車場、門、塀、庭園、テナント店舗の内装費など
2	機械及び装置	製造加工機械、土木建設機械、印刷機械、医療用機器、太陽光発電設備など
3	船 舶	はしけ、ボート、漁船、客船など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車など（自動車税や軽自動車税が課せられる物は除く）
6	工具・器具及び備品	看板、机、椅子、レジスター、パソコン、応接セット、陳列ケース、理・美容器具、自動販売機など

### 税額の計算は

取得年月、取得価額、耐用年数から一品ごとに「評価額」を算出します。

一品ごとの評価額を合算し、合算された評価額がそのまま課税標準額となりますので、評価額（＝課税標準額）×税率1.4%で算出します（特例対象資産等の場合は除く）。

### 申告

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在、高槻市内に所有している償却資産について、その年の1月31日までに申告していただく必要があります。

## ●その他●

### 免税点

高槻市内で所有するそれぞれの固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税標準額の合計額が、次の場合は課税されません。

土地……………30万円未満      家屋……………20万円未満      償却資産……………150万円未満

## 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

### ●縦覧

納税者が、自己所有の土地または家屋の価格（評価額）と他の土地または家屋の評価額を比較することにより、所有する固定資産の評価が適正かどうかを判断していただくための制度です。

- ①期間：毎年4月1日から第1期の納期限の日
- ②内容：町名地番順に評価額等が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。
- ③対象：納税者及びその代理人

### ●閲覧

課税台帳の写しを交付する制度で、1年を通じて交付申請ができます。

- ①名寄帳 所有されている全物件の明細が記載された台帳で、納税義務者が交付申請することができます。
- ②課税台帳 物件ごとに評価額、課税標準額が記載された台帳で、納税義務者または利害関係人が交付申請することができます。

## 固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服のある場合

固定資産の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までに固定資産評価審査委員会に対し審査申出をすることができます。また地方税法第434条第2項の規定により、前記の審査申出に対する決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

審査の申出は原則として評価替え年度（基準年度）のみできます。ただし、次のような場合には評価替え年度以外でも審査の申出をすることができます。

- 新たに決定された価格（前年度の価格が変更されたものを含む。）に不服がある場合
- 土地の地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、価格を修正すべきことを申し立てる場合
- 地価の下落に伴い価格を修正すべきことを申し立てる場合

## 納税義務者が死亡された場合

納税義務者が死亡された場合は、速やかに相続登記（名義変更）をされることが望ましいのですが、それまでの間、納税通知書は相続人の方にお送りしますので、必ず資産税課までご連絡ください。（なお、相続人が二人以上ある場合は、代表者の方のみにお送りします。）

## こんなときは、資産税課までご連絡ください

- 家屋の新築・増築・取壊しなどをされた場合で、その登記をされないとき。
- 併用住宅などで、居住部分の割合を変更されたとき。
- 前年度から引き続き宅地を所有されている場合で、住宅用地から住宅用地以外へ、または住宅用地以外から住宅用地への土地に変更されたとき。
- 登記されていない家屋で、所有者の変更をされたとき。（未登記物件は、市への申告が必要になります。）
- 高槻市外にお住まいの方が、住所を変更されたとき、またはその予定があるとき。
- 納税義務者が海外に転出されるとき。
- すでに定めた納税管理人を変更されたとき。

## 軽自動車税

### ●種別割●

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日現在の原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者（所有権留保付売買（ローン購入）にかかる車両については、当該車両の買主が所有者とみなされます。）に対して、下表の税率（令和2年度現在）で課されます。

#### 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車

車種区分		標識の色	令和2年度の税額(年額)	登録・廃車手続き
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	白色	2,000円	<b>高槻市役所総合センター1階、各支所</b> ○登録に必要なもの ●新車（中古車）を登録する場合 …販売証明書、所有者登録される方の印鑑 ●人から譲り受けた場合 ・前所有者が廃車済 … 廃車証明書（再登録用）、所有者登録される方の印鑑 ・廃車がまだ … 申告済証、旧ナンバープレート、旧所有者の印鑑、所有者登録される方の印鑑 ●高槻市への転入の場合 ・前市町村で廃車済 … 廃車証明書（再登録用）、所有者の印鑑 ・廃車がまだ … 申告済証、旧ナンバープレート、所有者の印鑑 ○廃車に必要なもの …申告済証、ナンバープレート、所有者の印鑑 ※代理人の方が登録・廃車手続きに来られる場合は代理人の方の印鑑も必要です。
	50cc 超～90cc 以下	薄黄色	2,000円	
	90cc 超～125cc 以下	薄桃色	2,400円	
	3輪以上（ミニカー） 20cc 超～50cc 以下	薄青色	3,700円	
小型特殊自動車	農耕用	薄緑色	2,400円	○廃車に必要なもの …申告済証、ナンバープレート、所有者の印鑑 ※代理人の方が登録・廃車手続きに来られる場合は代理人の方の印鑑も必要です。
	その他（フォークリフト等）		5,900円	

「ミニカー」とは、三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるものまたは輪距が0.5mを超えるものをいいます。

車種区分	令和2年度の税額(年額)	登録・廃車手続き
2輪の軽自動車（250cc 以下）	3,600円	<b>近畿運輸局 大阪運輸支局</b> <b>☎050-5540-2058</b> （寝屋川市高宮栄町 12-1） 上記の事務所へお問合せください。
2輪の小型自動車（250cc 超）	6,000円	

※被牽引車（ボート・トレーラー）である2輪の軽自動車の手続先は、軽自動車検査協会です。

#### 軽自動車（三輪・四輪）

車種区分	令和2年度の税額(年額)について	登録・廃車手続き
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車（3輪・4輪）は主に、初めて道路運送車両法による車両番号の指定を受けた年月（初度検査年月）により税率が異なります。初度検査年月は、お手元の自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」欄をご確認ください。	<b>軽自動車検査協会</b> <b>大阪主管事務所</b> <b>高槻支所 ☎050-3816-1841</b> （高槻市大塚町 4-20-1） 上記の事務所へお問合せください。

(1)重課税率(③の税率)について

グリーン化推進の観点から、初めて車両番号の指定を受けた年月(初度検査年月)から13年を超えた車両は、環境負荷が大きいため重課税率が適用されます。燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の車両及び被けん引車は重課税率適用外です。重課税率が令和2年度に適用されるのは、「初度検査年月」欄が平成19年3月以前のものになります。

区分(3輪・4輪) (660cc以下)			令和2年度の税額(年額)		
			旧税率①	新税率②	重課税率③
			初度検査年月が 平成27年3月まで	初度検査年月が 平成27年4月以降	①、②のうち、初度検査年月 から13年を超えた車両
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	4,600円
	4輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	4輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

(2)軽課税率(グリーン化特例/④⑤⑥の税率)について

上の表の新税率②の対象車両のうち、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する電気自動車や燃費基準達成車など(新車に限る)については、取得の翌年度(令和2年度)に限り税率が軽減され、次の表の④⑤⑥のいずれかの税率が適用されます。

区分(3輪・4輪) (660cc以下)			軽課/令和2年度の税額(年額)		
			概ね25%軽減④	概ね50%軽減⑤	概ね75%軽減⑥
			(乗用)令和2年度燃費 基準+10%達成車 (貨物)平成27年度燃費 基準+15%達成車	(乗用)令和2年度燃費 基準+30%達成車 (貨物)平成27年度燃費 基準+35%達成車	電気自動車及び 天然ガス自動車
軽自動車	3輪		3,000円	2,000円	1,000円
	4輪乗用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,200円	3,500円	1,800円
	4輪貨物	自家用	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	2,900円	1,900円	1,000円

電気自動車及び天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値から窒素酸化物10%低減車に限ります。

ガソリン車及びハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(「★★★★表示」)に限ります。

車両の燃費基準達成度は、自動車検査証(車検証)の備考欄などをご確認ください。

**軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく**

軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更などの手続きを忘れたために、納税通知書が送られてきたり、届かなかつたりする例が多くなっています。

このようなトラブルを防止するためにも、軽自動車などを購入、譲渡、廃車するとき又は住所変更するときにはできるだけ本人が直接手続きをするようにし、他の人に依頼した場合には必ず確認をするようにしてください。

また軽自動車税は、4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、**年税額が課せられます**。盗難や廃棄等により、課税客体がなくなった場合も、廃車手続きがお済みでなければ課税されます。自動車税と異なり、**月割課税制度はありません**。4月2日以降に**廃車または名義変更をされても、その年度分の税金は納めていただくこととなります**。

## ●環境性能割●

令和元年9月30日をもって府税である自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車（50万円を超えるもの）について、軽自動車税環境性能割が設けられました。

軽自動車税の環境性能割は、当分の間、市町村にかわって都道府県が賦課徴収することとされているため、車両の取得者が、府に対して、環境性能割の申告及び納税をしていただきます。

## その他の市税

### ●市たばこ税●

卸売販売業者等が市内の小売店に売り渡した「たばこ」に対して課税されます。

### ●特別土地保有税●

5,000㎡以上の土地の保有又は取得に対して課税されます。

※平成15年度以降新たな課税は停止されています。

### ●入湯税●

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日につき宿泊する者150円、宿泊しない者75円の税率で課税されます。

### ●事業所税●

事業所税は、都市環境の整備や改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。毎事業年度又は毎年、市内事業所等で事業を行う法人又は個人の方が、申告期限までに自ら税額を算出し、その税額を申告納付していただきます。

申告期限 個人 翌年の3月15日まで

法人 事業年度終了後2ヶ月以内

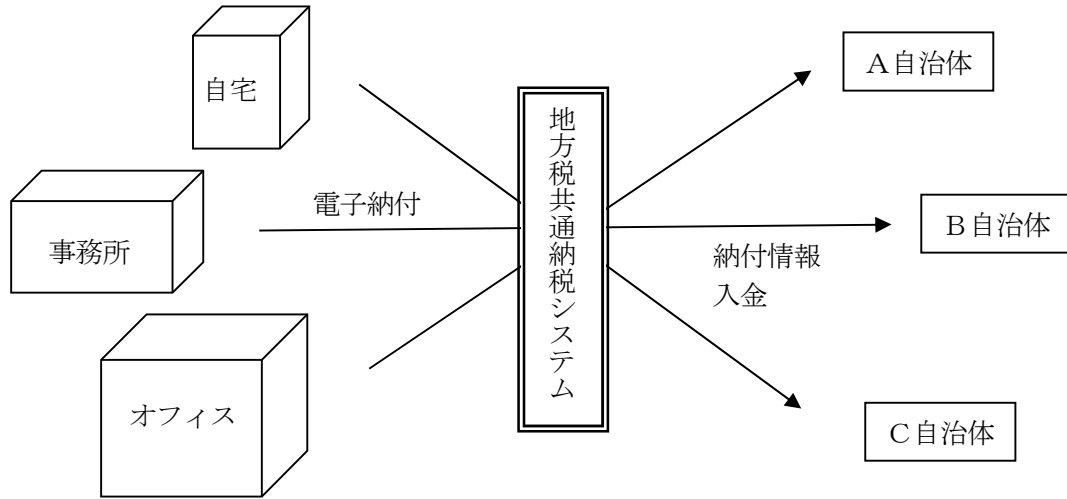
**税額の計算は** 事業所税 = 資産割 + 従業者割

	課税標準	税率	免税点
資産割	事業所等の合計床面積	600円/㎡	市内の事業所等の合計床面積が1,000㎡以下(非課税を除きます)の場合は課税されません。
従業者割	従業者給与総額	0.25%	市内の合計従業者数が100人以下(非課税を除きます)の場合は課税されません。



○地方税共通納税システムとは？

地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。



○市税のうち電子納付可能となる税目

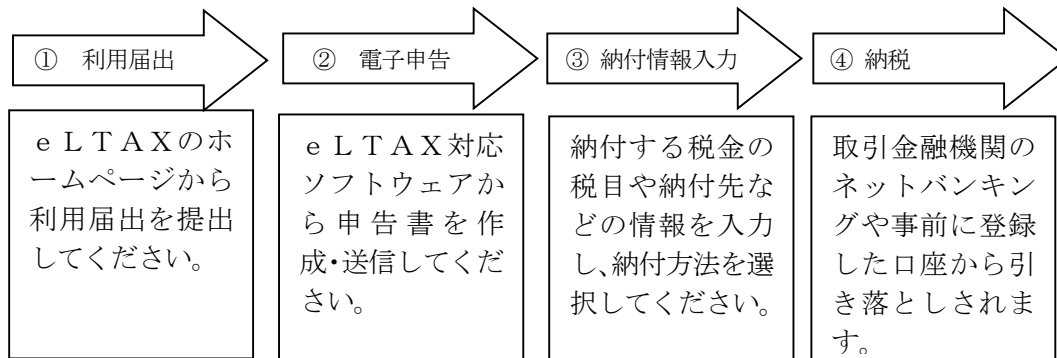
事業所税
法人市民税
個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

上記の税目であれば、本税以外の延滞金等の支払いも可能となります。

○地方税共通納税システムの利用効果

- ・全ての地方公共団体へ電子納付が可能となります。
- ・金融機関等の窓口へ行く必要がなくなります。
- ・電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことが可能になります。
- ・複数団体への一括納付により、納付事務の負担が軽減されます。

○利用の流れ



詳しくは、エルタックスのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



### **期限内に納められないときは**

—早めにご相談ください—

経済的な事情等により期限までに納付することが困難な方は、分割納付等のご相談に応じますので、市役所収納課にご連絡ください。

### **納期を過ぎると**

納期限を過ぎると延滞金が加算されます。延滞金の割合は年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)となります。

## **⑥ 市税に関する証明**

### **コンビニ交付サービス**

平成28年12月より、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用して、市・府民税所得証明書をコンビニエンスストアで取得することができます。

※マイナンバー通知カードでは取得できませんので、ご注意ください。

※納税証明や固定資産課税台帳記載事項証明などは本サービスの対象外です。

本サービスで発行可能な証明書は、市・府民税所得証明書(現年度・前年度の2年分)です。

※手数料は、1通1年度300円となります。

※以下の場合、コンビニエンスストアでは取得できません。

- ・証明書を取得しようとする日時点で高槻市に住民登録がない方
- ・発行しようとする証明年度の1月1日時点で高槻市に住民登録がない方
- ・発行しようとする証明年度に収入の申告がない方
- ・収入申告や修正申告のあと事務処理中の場合
- ・住所氏名に特殊な文字や一定数を超える文字数の使用がある場合
- ・証明書の取得を制限されている場合

## 税証明の種類

証明の種類		証明の内容	手数料
市・府民税所得(課税)証明 (「非課税証明」も同じ様式で証明します)		所得額及び市・府民税額	1通 1年度 300円
納税証明	税目	市・府民税	各税目 1年度 300円
		法人市民税	
		固定資産税・都市計画税	
		固定資産税(償却資産)	
	軽自動車税	納付すべき額・納付済額 及び未納額	
完納証明(入札参加資格申請用)		市税の滞納がない	1通 300円
滞納処分を受けたことがない証明		市税の滞納処分を受けたことがない(過去2年間)	1通 900円
公益法人等に対する滞納処分にかかる納税証明		市税の滞納処分を受けたことがない(申請日から過去3年間)	
軽自動車税納税証明(継続検査用)		未納の税額がない	無料
固定資産課税台帳記載事項証明	評価証明	評価額・納税義務者住所・氏名・登記簿表示部分	土地1筆、家屋1棟 各300円 2件目以降 150円加算
	公租・公課証明	年税相当額・課税標準額・評価額・納税義務者住所・氏名・登記簿表示部分	
	所有証明(土地のみ)	納税義務者住所・氏名・登記簿表示部分	
住宅用家屋証明			1件 1,300円

## 税証明の請求時に必要なもの

個人情報保護を図るため、申請受付時には、ご本人(代理の場合は代理人本人)の確認をさせていただきます。来庁時には、ご本人が確認できるもの(例えば、健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート等)をご持参ください。  
※代理人が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものがが必要です。

## 証明の窓口と発行できる証明の種類

税の証明の窓口	税証明取扱い時間	電話
税制課(総合センター1階)(高槻市桃園町2-1)	平日のみ 午前8時45分 ～ 午後5時15分	☎072-674-7824
富田支所(高槻市富田町5-17-1)		☎072-696-3001
三箇牧支所(高槻市三島江1-11-8)		☎072-678-1615
樫田支所(高槻市大字田能スハノ下11)		☎072-688-9124

※税の証明は、土曜日、日曜日、祝日は発行できません。

証明の種類		税制課	支所
市・府民税所得(課税)証明 (「非課税証明」も同じ様式で証明します)		○	△※
納税証明	税		
	市・府民税	○	○
	法人市民税	○	
	目		
	固定資産税・都市計画税	○	○
	固定資産税(償却資産)	○	○
	軽自動車税	○	○
	完納証明(入札参加資格申請用)	○	
	滞納処分を受けたことがない証明	○	
	公益法人等に対する滞納処分にかかる納税証明	○	
	軽自動車税納税証明(継続検査用)	○	○
固定資産課 税台帳記載 事項証明	評価証明	○	○(土地・家屋の現年度分のみ)
	公租・公課証明	○	○(土地・家屋の現年度分のみ)
	所有証明(土地のみ)	○	
住宅用家屋証明		○	

※申告をされていない方の市・府民税所得(課税)証明は、各支所では発行できません。  
 なお、行政サービスコーナー(阪急高槻市駅・JR高槻駅前・阪急上牧駅前・服部図書館)は平成29年9月末をもって、業務を終了しています。

## 7 お問合せ窓口一覧

### 市税についてのお問合せ先

令和2年7月現在の情報です。

問合せたいこと	担当課	電話番号	窓 口
個人市民税のこと	市民税課	072-674-7132	総合センター1階②⑤番窓口
法人市民税のこと	税制課	072-674-7150	総合センター1階②番窓口
固定資産税・都市計画税のこと	資産税課	072-674-7143	総合センター1階②④番窓口
土地のこと	資産税課	072-674-7142	
家屋のこと	資産税課	072-674-7146	
償却資産のこと	税制課	072-674-7144	総合センター1階②番窓口
軽自動車税のこと	税制課	072-674-7134	
事業所税のこと	税制課	072-674-7134	
その他の市税のこと	税制課	072-674-7134	
固定資産評価審査委員会のこと	税制課	072-674-7139	
納税・口座振替に関すること	収納課	072-674-7152	総合センター1階②①番窓口

### 関係官公署

区 分	官 公 署 名	電話番号	所 在 地
国 税 〔 所得税、法人税 相続税、贈与税など 〕	茨木税務署	072-623-1131	〒567-8565 茨木市上中条 1-9-21
		※申告手続きなど個別相談を希望される場合は、電話で事前にご予約ください。	
府 税 ( 自動車税 )	三島府税事務所	072-627-1121	〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43
	自動車税 コールセンター	0570-020156 (06-6776-7021)	自動車税に関するお問合せ
市 税 〔 軽自動車税 環境性能割 〕	軽自動車検査協会 高槻支所内 軽自動車税 (環境性能割) 担当	072-604-2772	〒569-0034 高槻市大塚町 4-20-1
法 務 局	大阪法務局 北大阪支局	072-638-9444	〒567-0822 茨木市中村町 1-35
		072 - 636 - 8121※	※地番・家屋番号の照会及び各種証明書等の発行に関するお問合せ

◎ 納期内納付にご協力を ◎

市税は、福祉、教育、土木事業など、日々のくらしやよりよいまちづくりのために使われる市民の皆さまの大切な財産です。納期内納付にご協力ください。

納付月 税目	令和2年									令和3年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人の市・府民税 (普通徴収分)			全期 1期		2期		3期			4期		
固定資産税 (都市計画税含む)		全期 1期		2期		3期			4期			
軽自動車税 (種別割)		全期										
納付期限		6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日		12月25日	2月1日		

● 市税の納付には、便利な口座振替・自動払込をご利用ください。

令和2年度版 市税のしおり

発行: 令和2年7月

高槻市 税制課

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

☎072-674-7139

本冊子は令和2年7月時点の内容で作成しております。